

29.12.10
12-18

平成29年12月13日

大阪市城東区諏訪3丁目3番21号

株式会社ビーエムハナテン

代表取締役社長 陣内 司 殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫



〒920-0362 金沢市古府2丁目189番

TEL : 076-240-1012

FAX : 076-259-5963

(連絡先) 敦賀法律事務所

弁護士 安藤 俊文

〒920-0902 金沢市尾張町1丁目5番25号

TEL : 076-261-8500

FAX : 076-261-7300

消費者契約法第41条1項に基づく請求書

当法人は、石川県金沢市に事務所を置き、消費者被害の

未然防止・被害救済等に関する事業を行い，消費者全体の利益保護を図り，消費生活の安定・向上並びに消費者市民社会の形成に寄与することを目的とし，平成29年5月15日に適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

既に平成28年2月9日付申入書にて申し入れているとおり，貴社の行為は消費者契約法に反していると認められますので，当法人は，貴社に対し，消費者契約法第41条1項に基づく請求として本請求書を送付致します。なお，本請求書が到達した時から1週間以内に当法人の請求に応じていただけない場合，当法人は，貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意下さい。

また，本請求書並びに本請求書に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等，本請求に関する経緯・内容については，公表を予定しておりますので，その旨申し添えます。

第1 請求の要旨

1 貴社は，消費者との間で，中古自動車の売買契約を



締結するに際し、別紙契約条項目録の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。

2 貴社は、別紙契約条項目録の条項が記載された注文書特約条項が印刷された用紙を廃棄せよ。

3 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

記

株式会社ビー・エム・ハナテンは、消費者との間で中古車売買契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする契約を行いませんので、別紙契約条項が記載された注文書特約条項が印刷された用紙は全て廃棄して下さい。

第2 紛争の要点

1 別紙契約条項目録1について

以下に述べるように、別紙契約条項目録1は、消費者契約法第8条1項3号又は同法第10条違反であります。

(1) 消費者契約法第8条1項3号違反

ア 別紙契約条項目録1は、「甲（株式会社ビーエ



ムハナテン)がこの注文に応じられない場合、乙(購入者)は一切異議のないものとする。この場合、申込金はそのまま乙に返還されるものとする。」とされております。

契約締結前においては、購入者は、いわゆる契約締結上の過失(いわゆる契約締結上の過失は、不法行為(民法第709条)に基づく請求であるとされています(最高裁判所第2小法廷判決、平成20年(受)第1940号)という理論によって損害賠償請求できる余地があるところ、特約条項2項の「乙は一切異議のないものとする。」との部分は、貴社の、いわゆる契約締結上の過失に基づく責任の一切を免除するものです。

イ したがって、別紙契約条項目録1のうち、「乙は一切異議のないものとする。」との部分は、消費者契約法第8条1項3号にいう「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項」にあたり、無効であります。



(2) 消費者契約法第10条違反

ア 別紙契約条項目録1の「甲（株式会社ビーエムハナテン）がこの注文に応じられない場合、乙（購入者）は一切異議のないものとする。」との文言は、購入者（消費者）の権利を制限する条項のため、「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」（消費者契約法第10条）に該当します。

イ また、別紙契約条項目録1は、いわゆる契約締結上の過失に基づく責任の一切を免除するものであり、消費者の受ける不利益は重大ですので、民法に定める信義誠実の原則（民法第1条2項）に反し、消費者の利益を一方的に侵害するものです。

(3) よって、別紙契約条項目録1のうち、「乙は一切異議のないものとする。」の部分は、消費者契約法第8条1項3号又は同法第10条に違反して無効ですので、請求の要旨記載のとおり、別紙契約条項目録の条項を内容とする意思表示を行ってはないことなどを求めます。



2 別紙契約条項目録2について

以下に述べるように、別紙契約条項目録2は、消費者契約法第10条違反であります。

- (1) 別紙契約条項目録2は、「乙が申込を撤回し、このために甲に損害が生じた場合、別途損害賠償請求され、申込金と対等額で相殺されても異議ないものとする。」とされております。

別紙契約条項目録2の「この場合に甲に損害が生じた場合」との部分は、いわゆる契約締結上の過失の要件を満たさなくとも、貴社に損害が生じさえすれば購入者（消費者）に損害賠償請求をすることができるといふ、購入者（消費者）の責任を加重する条項のため、「消費者の義務を加重する消費者契約の条項」（消費者契約法第10条）に該当します。

- (2) 次に、別紙契約条項目録2のかかる部分は、本来であれば事業者である貴社が立証すべき、故意又は過失の存在や、貴社の権利又は法律上保護される利益の存在といった事項につき、立証を不要とするものであり、貴社の立証責任を免除しているという点で、民法に定める信義誠実の原則（民法第1条



2項)に反し、消費者の利益を一方的に侵害するものです。

(3) したがって、別紙契約条項目録2のうち、「このために甲に損害が生じた場合」は、消費者契約法第10条に違反して無効ですので、請求の要旨記載のとおり、別紙契約条項目録の条項を内容とする意思表示を行ってはならないことなどを求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

金沢地方裁判所



別紙

契約条項目録

- 1 甲（株式会社ビーエムハナテン）がこの注文に応じられない場合、乙（購入者）は一切異議のないものとする。この場合、申込金はそのまま乙に返還されるものとする。
- 2 乙が申込を撤回し、このために甲に損害が生じた場合、別途損害賠償請求され、申込金と対等額で相殺されても異議ないものとする。

この郵便物は平成 29 年 12 月 13 日
第 65001 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

